

改 正 後		(略)	特定分別基準適合物
		(略)	特定事業者責任比率
改 正 前		(略)	特定分別基準適合物
		(略)	特定事業者責任比率

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

財務大臣 鈴木 俊一  
 厚生労働大臣 後藤 茂之  
 農林水産大臣 金子原 二郎  
 経済産業大臣 萩生田光一  
 環境大臣 山口 壯

○農務省、厚生労働省、  
 農林水産省、環境省、  
 経済産業省、告示第一号  
 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百二十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。  
 令和四年三月三十一日

(略)	規則第四條第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八八
(略)	規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九二
(略)	規則第四條第二号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の八六
(略)	規則第四條第三号に規定する分別基準適合物	一〇〇分の九三